

藤沢市青少年問題協議会条例の一部改正について
藤沢市青少年問題協議会条例の一部を次のように改正する。

2019年（平成31年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
藤沢市青少年問題協議会条例（昭和33年藤沢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第6条の規定に基づき、藤沢市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第6条第1項中「2年とする」を「調査審議を行う案件ごとに市長が定める」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、現在藤沢市青少年問題協議会及び子ども・子育て会議において取り扱っている青少年に関する課題を一元的に子ども・子育て会議で取り扱うこととし、藤沢市青少年問題協議会については、必要に応じて設置することとするため、所要の改正をする必要による。